

# 島根県報

第一、四〇〇号  
平成十四年九月六日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 一

公有水面埋立免許の出願 (河川課) 一

### 公告

平成十四年度林業改良指導員資格試験の実施 (林業管理課) 二

### 教委公告

平成十五年度島根県教育職員(実習助手)採用候補者選考試験の実施 三

## 告 示

### 島根県告示第八百一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年九月六日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称 社会福祉法人 浜田福祉会	指定した 事業 痴呆対応 型共同生 活介護	事業所の名称 グループホームみ かわ	事業所の所在地 浜田市内村町三 六五番地四	指定年月日 平成十四年九月 一日
---------------------------	-----------------------------------	--------------------------	-----------------------------	------------------------

### 島根県告示第八百二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から三週間一般の縦覧に供する。

平成十四年九月六日

島根県知事 澄田信義

### 一 出願人

松江市殿町一番地

島根県知事 澄田信義

### 二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

#### (一) 位置

八束郡美保関町大字美保関一四八〇番三に接する県道の地先から同大字一四八〇番五に接する国有海浜地の地先までの公有水面

#### (二) 区域

次の①の地点から⑬の地点までを順次に直線で結んだ線、⑭の地点と⑮の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線(平成六年三月十一日付け島根県告示第二五一号により認証された美保関町地籍調査の成果による)及び①の地点と⑭の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 島根県美保関町美保関港東防波堤灯台(北緯三五度三三分三二秒、東経一三三度一八分四四秒)から二五〇度三三分一四秒、三〇四・四五メートルの

地点

- 2 埋立てに関する工事の施行区域
- (一) 位置
- 八東郡美保関町大字美保関一四八〇番三及び同大字一四八〇番七に接する県道、同大字一四八〇番五並びに一四八〇番五に接する国有海浜地の地内並びにその地先公有水面
- (二) 区域
- 次の地点を順次直線で結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
- ㊸の地点 島根県美保関町美保関港東防波堤灯台（北緯三五度三三分二二秒、東経一三三度一八分四四秒）から二四一度〇三分五四秒、二五一・五〇メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から二四七度二九分四九秒、一〇一・七五メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から二六五度〇一分〇五秒、八三・六八メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から三三三度一九分三六秒、六五・一三メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から二七五度三四分〇七秒、一二・〇七メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から二四七度二九分四九秒、一六・三七メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から二五一度五七分五二秒、九・二九メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から二五五度一六分二一秒、四・二〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二六一度二八分五五秒、一七・五四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二六五度〇一分〇五秒、一四・三〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二六五度五七分〇〇秒、一・六九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二七五度五七分〇〇秒、一・二六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二六五度五七分〇〇秒、一四・六〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一七五度五七分〇〇秒、一・二九メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二六五度五七分〇〇秒、一〇・八三メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二八五度四四分三一秒、一・二九メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から七三度四四分〇七秒、九八・一四メートルの地点
- (三) 面積
- 一、〇六六・〇八平方メートル

公 告

島根県林業改良指導員資格試験に関する条例（昭和五十九年島根県条例第二十九号。以下「条例」という。）第二条の規定に基づき、平成十四年度島根県林業改良指導員資格試験を次のとおり実施するので、島根県林業改良指導員資格試験に関する条例施行規則（昭和六十年島根県規則第十号。以下「施行規則」という。）第四条の規定により公告する。

平成十四年九月六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 試験方法

試験は、筆記試験及び口述試験とする。

1 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について、次に掲げる必須科目及び選択科目を行う。ただし、選択科目については、受験者の選択する一科目とする。

㊸の地点 ㊸の地点から八一度二三分二二秒、一八・五一メートルの地点

㊹の地点 ㊹の地点から八〇度四五分〇〇秒、二〇・〇二メートルの地点

㊺の地点 ㊺の地点から八二度四〇分〇六秒、一九・八三メートルの地点

㊻の地点 ㊻の地点から七九度二四分一秒、一九・五一メートルの地点

㊼の地点 ㊼の地点から七〇度一九分〇七秒、七・九八メートルの地点

㊽の地点 ㊽の地点から六五度〇七分五三秒、一一・四〇メートルの地点

㊾の地点 ㊾の地点から六四度二一分五二秒、六二・三八メートルの地点

(三) 面積

一一、九七一・五一平方メートル

三 埋立地の用途

道路用地及び漁港施設用地

四 出願年月日

平成十四年一月二十五日

五 縦覧場所

島根県土木部河川課及び美保関町役場

必須科目	選択科目
1 林業経営	1 森林保護
2 造林	2 森林機能保全
3 森林保護	3 林産
4 森林機能保全	4 特用林産
5 林産	5 林業機械
6 特用林産	
7 林業機械	
8 普及方法(小論文)	

2 口述試験は、社会常識及び林業改良指導員として必要な能力について行う。

1 試験の場所

松江市内中原町 島根県職員会館

2 試験の期日

平成十四年十一月十二日(火)

3 願書提出期限

平成十四年十月十五日(火)

4 願書提出先

郵便番号六九〇―八五〇一 松江市殿町一丁目  
島根県農林水産部林業管理課

三 受験資格

条例第三条の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

四 受験資格の認定

条例第三条第四号に該当する者は、施行規則第二条の規定により、受験資格の認定を受けなければならない。

五 受験願書等

試験を受けようとする者は、受験願書に施行規則第五条各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

なお、郵送の場合は書留によること。

六 受験手数料の納付

試験を受けようとする者は、受験手数料三千六百元(島根県収入証紙)を納付しなければならない。

七 受験願書等の交付

受験願書等受験に必要な用紙は、農林水産部林業管理課(普及指導係)、各農林振興センター(林業課)及び隠岐支庁(林業課)において交付する。

なお、受験願書等の用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に、「林業改良指導員資格試験願書等請求」と朱書きし、あて先を明記した返信用封筒(長形3号、九十円切手を貼付)を必ず同封すること。

### 教育委員会公告

平成十五年度島根県教育職員(実習助手)採用候補者選考試験を次のとおり実施する。  
平成十四年九月六日  
島根県教育委員会委員長 中村俊郎

一 目的

この選考試験は、平成十五年度島根県立学校の教育職員(実習助手)の採用候補者を選考するために行います。

二 募集職種、募集種別、職務の概要、試験の程度及び採用予定人員

募集職種	募集種別	職務の概要	試験の程度	採用予定人員
実習助手	一般	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	高校卒業程度	一名程度

(注) (一) 採用予定人員は、変更する場合があります。

(二) 勤務場所は、島根県内の県立学校(高等学校、盲・ろう・養護学校)です。

三 出願資格(性別は問わない)

(一) 昭和四十三年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた者

(二) 地方公務員法第十六条の欠格事由に該当しない者

四 出願手続

- (一) 出願期間 平成十四年九月九日(月)から九月二十四日(火)(必着)まで  
ただし、郵送の場合は、平成十四年九月二十日(金)消印有効とします。
- (注) (一) 封筒の表に「教育職員(実習助手) 選考試験願書在中」と朱書してください。
- (二) 持参の場合の受付時間は、月々金曜日の午前九時～午後五時とします。
- (二) 願書等の提出先 〒六九〇―八五〇二 松江市殿町一番地 島根県教育庁高校教育課
- (三) 受験票は、申し込みを受けた際すぐには交付しないで、受付締切後に郵送します。受験票が十月十日(木)までに届かない場合は、島根県教育庁高校教育課に照会してください。

五 提出書類

(一) 教育職員(実習助手)採用候補者選考試験願書	様式一によること。 (注) (一) 出願職種、種別を必ず記入すること。 (二) 受験票用に願書と同じ写真がもう一枚必要です。	一通 (注) 写真二枚必要
(二) 健康診断書	様式二によること。	一通
(三) 自己アピール	様式三によること。	一通
(四) 連絡用封筒	封筒角形二号(三十三・二cm×二十四・〇cm)に三百三十円分の切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名(「様」をつける)を明記すること(封筒の口には両面テープを貼ること)。	二通

(注) 受験票用の写真について 願書受付後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真を添付し、受験日には必ず持参してください。

六 選考試験

- (一) 試験日及び試験場  
期日 平成十四年十月十九日(土)、二十日(日)  
受付 午前八時二十分から午前八時五十分まで  
場所 島根県立松江教育センター 松江市内中原町二五五―一

【連絡先】島根県教育庁高校教育課 電話〇八五二―二二一五四―一  
(二) 試験内容・日程

日	曜	試験内容	時 間	対 象
十九	土	面接試験	実習助手(一般) 午後一時四十五分～	全員(但し、一部の受験者は二十日に実施)
		適性検査	六十分 午前十一時四十分～午後十二時四十分	
		小論文試験	六十分 午前十時二十分～午前十一時二十分	
		教養試験	六十分 午前九時～午前十時	全員

二十	日	面接試験	実習助手(一般) 午前九時～	二十日の対象者
----	---	------	----------------	---------

(三) その他

受験者には身体検査として、健康診断書(様式二による)の提出を求めます。

七 選考試験結果通知等

- (一) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、採用候補者名簿に登載します。その結果は、平成十四年十一月十九日(火)午前九時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。
- (二) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。
- (三) 選考結果の情報提供を試験不合格者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の当該欄に○印を記入してください。提供する情報は、総合評価による区分とします。

八 その他

- (一) 問い合わせ先  
島根県教育庁高校教育課 企画人事班 電話〇八五二―二二一五四―一
- (二) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の当該欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

(三) 給与

給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

初任給(円)	高校卒(満十八歳)	短大卒(満二十歳)	大学卒(満二十二歳)
	一五〇、六〇〇	一六四、四〇〇	一九一、八〇〇

(平成十四年四月一日現在)

この他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

毎週火・金曜日発行

平成十四年九月六日印刷  
平成十四年九月六日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)